

港区役所広告付き行政情報モニター
設置事業
入札後資格確認型一般競争入札方式

入 札 案 内 書

入札日：令和7年1月17日(金) 午前10時

場 所：港区役所3階 第四会議室

名 古 屋 市

お申し込みの前には必ずこの案内書をお読みください。

目次

◇ 入札のあらまし	P 1
◇ 入札説明書.....	P 3
第1 設置場所等	P 3
第2 参加者の資格.....	P 3
第3 設置条件等	P 4
第4 入札手続きの流れ	P 5
第5 競争入札参加資格確認申請	P 7
第6 契約の締結	P 9
第7 広告掲出料の納付	P 9
第8 契約保証金	P 9
第9 問い合わせ先.....	P 9
◇ 契約書（案）	P11～21
◇ 仕様書	P22～25
◇ 行政財産目的外使用許可条件	P26～27
◇ 情報取扱注意項目	P28～29
◇ 妨害又は不当要求に対する届出義務	P30
◇ 名古屋市広告掲載要綱.....	P31～32
◇ 名古屋市広告掲載基準.....	P33～34
◇ 港区広告掲載要綱	P35～38
◇ 入札書	P39
◇ 委任状	P40
◇ 競争入札参加資格確認申請書	P41
◇ 法人役員等に関する調書	P42
◇ 履行実績調書	P43

入札のあらまし

港区役所広告付き行政情報モニター設置事業は、港区役所の指定場所に、行政情報モニターを設置し、民間企業等の広告を掲出していただくものです。

入札参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、現地を必ず確認されたうえで、ご参加ください。入札参加にあたっては、入札案内書や諸規制及び現地の状況を確認してください。

「広告掲出までの流れ」は以下のとおりです。

広告掲出までの流れ

入札案内書の配布 (この案内書)	令和6年12月10日(火) ～ 令和7年1月16日(木) 名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。 アドレス https://www.city.nagoya.jp/minato/page/0000180993.html 内容をよくご確認ください。
入札の実施	令和7年1月17日(金) 午前10時00分 入札会場:名古屋市港区役所3階 第四会議室 入札書(入札を委任する場合は委任状も必要)は市公式ウェブサイトから書式をダウンロードして入手し、必要事項を記入・押印してご持参ください。
落札候補者の決定	入札会場において、入札の終了後、ただちに入札者の面前で開札を行います。 開札の結果、入札者のうち最低価格以上で最も高い価格で入札をした方を落札候補者とし、会場内で次順位者と合わせて発表します。

競争入札参加資格確認 申請書の提出	令和7年1月17日(金)～令和7年1月21日(火) 落札候補者の方は、市公式ウェブサイトから書式をダウンロードし、競争入札参加資格申請書及び添付書類を提出してください。 指定する期限内に申請書等が提出されないときは、入札が無効となる場合があります。
----------------------	--



審査結果の通知	参加資格の審査後、競争入札参加資格確認通知書等を郵送します。
---------	--------------------------------



契約の締結及び公有 財産目的外使用許可	審査結果の通知を受けた日から5日以内に契約を締結していただきます。 契約書及び目的外使用許可書は、落札者名義になります。
------------------------	--



契約保証金及び 広告掲出料の納付	契約保証金を契約締結日に、広告掲出料を契約書に定められた期限までに、本市が発行する保証金納付書及び納入通知書により納付してください。なお、名古屋市公有財産規則第3条の3の規定により、契約保証金を免除することがあります。
---------------------	--



広告原稿の審査・承認	名古屋市が定める期限までに広告原稿を提出していただきます。 その内容について名古屋市の審査・承認を受けた後、広告を掲出していただきます。
------------	--



広告の掲出	原則として、設置工事等は、行政情報モニター設置期間内に行ってください。令和7年4月1日から営業開始できなかった場合でも、本市は広告掲出料の返還やその他補償には一切応じられません。更新期間を含めた期間満了後は、本市が特に認めた場合を除き、原状回復のうえご返却ください。
-------	--

※ 港区役所へお越しの際は、駐車場が混雑しますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

地下鉄:名港線「港区役所」下車 1番出口 北 100メートル 徒歩 2分

市バス:「港区役所」下車 徒歩 2分

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、お申し込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第1 設置場所等

1 広告を掲出する施設の名称及び所在地

名 称 名古屋市港区役所

所在地 名古屋市港区港明一丁目12番20号

2 設置場所等

設置内容	設置予定場所
行政情報モニター (吊り下げ式)	市民課窓口カウンター上部
	保険年金課窓口カウンター上部
行政情報モニター (吊り下げ又は壁掛け式)	1階エントランス
	1階夜間出入口横

行政情報モニター設置場所は、1箇所は、必ず設置するものとします。

契約締結後に行政情報モニターの設置数を増加、または減少したとしても契約金額は変更しません。

ただし、設置面積に応じて、行政財産の目的外使用料は発生します。

※設置場所の詳細につきましては、仕様書及び別紙1をご覧ください。

2 設置期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、公共又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和8年4月1日から最大4年間を限度(令和12年3月31日まで)に、1年を単位として更新することができます。

第2 参加者の資格

1 次のいずれか一つにでも該当する方は、入札に参加することができません。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3に規定する方

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する方

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない方(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(平成15年3月5

日付け 15 財用第 5 号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている方を除く。)

- (4) 次に掲げる著しい経営不振の状態にある方。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた方を除く。

ア 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている方

イ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている方

- (5) 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の方

- (6) 入札公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び「名古屋市が行う公有財産の売払い・貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」(平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号)に基づく排除措置を受けている方

- (7) 名古屋市広告掲載基準第 2 に該当する業種又は事業者の方

- (8) 広告掲出に係る業務について、官公庁への履行実績を有しない方

第3 設置条件等

1 設置事業者の施設使用形態

行政情報モニターの設置は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を目的外使用許可する方法により行います。

2 行政情報モニターの設置日

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに行政情報モニターを設置してください。

ただし、現存の行政情報モニターが設置されているため、その撤去が令和 7 年 3 月 31 日以前に終了した場合、設置可能期間以前に設置の準備をすることができます。

3 行政情報モニターの仕様等

仕様書のとおりです。

4 広告料及び目的外使用料

広告の放映期間中(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)は広告放映の有無にかかわらず、放映期間に応じた広告料放映料を納付してください。

- (1) 広告放映料のうち、広告料について

入札により決定した金額になります。

- (2) 広告放映料のうち、目的外使用料について

広告料とは別に広告の設置された面積に応じて算出した庁舎使用にかかる行政財産の目的外使用料として納付してください。なお、目的外使用料は、入札の対象ではありません。

- (3) 目的外使用料の算定について

目的外使用料は、月額 900 円/㎡です。放映期間に 1 月未満の端数があるときは、これを 1 月として計算し、広告放映機器等の使用面積を使用料(月額 900 円/㎡)に乗じて得た額が 100 円に満たない場合については 100 円とします。なお、1 円未満の端数が生じた場合は切り上げます。

5 広告主及び広告内容

具体的な掲載基準については、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、港区広告掲載要綱を参照してください。なお、広告主及び広告内容について、名古屋市の承認が必要となりますので、名古屋市が定める期限までに広告原稿を提出してください。

6 利用上の制限

広告設置期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、広告掲出料を期限までに確実に納付すること。
- (2) 広告を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 機器等の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、名古屋市の指示に従うこと。
- (4) その他契約書及び仕様書の事項を遵守すること。

7 維持管理

行政情報モニター設置期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (2) 行政情報モニターを設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (3) 問合せ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (4) 名古屋市が公共上の理由により移転を求めたときは、求めに応じて移動すること。

8 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても一切名古屋市に請求することができません。

9 必要経費等

広告の設置、維持管理及び撤去に要する費用並びに設置場所の移転及び原状回復に要する費用はすべて事業者の負担とします。

第4 入札手続きの流れ

1 入札日時等

入札案内書	令和6年12月10日(火) ~ 令和7年1月16日(木) 午後5時00分 入札案内書は、市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。
交付期間	アドレス https://www.city.nagoya.jp/minato/page/0000180993.html
入札会場	名古屋市港区役所 3 階 第四会議室

入札日 入札時限	令和7年1月17日(金) 午前10時00分
必要書類等	(1) 入札書 (39頁参照) 入札書には、事前に入札者の記名・押印をしてください。 (2) 委任状 (40頁参照) 入札書記載の入札者が、代表者と異なる場合(支店・営業所の長など)は、委任状が必要となります。 (3) 印鑑 (代理人が入札する場合は代理人の印鑑) 印鑑を押印して入札書を持参される場合は不要ですが、その場合は記入誤りにご注意ください。
注意事項	(1) 入札参加者又はその代理人(以下「入札者」という。)は、入札時限を過ぎると入札はできません。 (2) 入札者以外の方は、入札会場へ入場できません。 (3) 地方自治法等関係法令を遵守するほか、「名古屋市競争入札参加者手引」の定めに従って入札に参加してください。 (4) 当日は駐車場に限りがあるため、できるだけ公共交通機関でお越しください。 (5) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止する場合があります。

2 入札金額

入札金額は、広告放映料のうち**広告料の月額(契約希望金額の110分の100に相当する金額)**を表示してください。入札金額には、目的外使用料(月額 900 円/㎡)を含めないでください。なお、最低価格は非公表です。

3 入札(持参式)

- (1) 入札は所定の入札書(39頁参照)を使用し、必要事項を記入するとともに、記名・押印した上でご持参ください。
- (2) 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化により筆跡の消える筆記具は使用できません。
- (3) 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、金額の頭に¥マークを付け、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札者は、入札箱に投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (6) 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ア 入札参加資格のない方のした入札
 - イ 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - ウ 記入事項を判読できない入札
 - エ 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - オ 一定の金額をもって価格を表示しない入札

カ 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札(代理人によるものも含む。)

キ 委任状を提出していない代理人のした入札

ク 競争入札参加資格確認申請書又は追加提出資料(以下「申請書等」という。)に虚偽の記載をした者による入札

ケ 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、提出期限内にこれを提出しない場合又は落札候補者が競争入札参加資格のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない場合のその者のした入札

コ その他入札の条件に違反した入札

(7) 入札回数は初度入札を含め3回までとします。

4 開札

(1) 開札は、入札会場において入札の終了後、直ちに入札者の前で行います。入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない職員が立ち会います。

(2) 開札の結果、入札者のうち最低価格以上で最高価格の入札をした方を落札候補者とし、入札会場内で次順位者と併せて発表します。

(3) 開札の結果、最低価格(月額)以上の入札がないときは、再度入札を行います。再度入札は2回(初度入札を含め3回)を限度として行います。なお、初度入札又は再度入札に参加しなかった方及び当該入札が無効とされた方は、再度入札又は再々度入札に参加することはできません。

(4) 入札者は、再度入札又は再々度入札において、入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。入札を辞退するときは入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入してください。入札を辞退した者(規定する入札辞退届を提出した者に限ります。)はこれを理由として以後に不利益な取扱いを受けることはありません。

(5) 最高価格(月額)の入札者が複数あるときは、開札終了後、入札者にくじを引いていただき落札候補者を決定します。入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。くじにより落札者を決定したときは、落札者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

第5 競争入札参加資格確認申請

1 落札候補者の方は、資格審査を受けていただく必要があります。郵送又は持参により資格審査に必要な書類を提出してください。

2 資格審査にあたっては、個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員について、愛知県警察本部へ指名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。

3 落札候補者の方に参加資格がなかった場合は、次順位の方が落札候補者となり、資格審査を受けていただく必要があります。その場合、本市からその旨の連絡がありますので、持参又は郵送により資格審査に必要な書類を提出してください。

受付期間・時間	令和7年1月17日(金) ～ 令和7年1月 21 日(火) 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝休日をのぞく)
提出先	〒455-8520 名古屋市港区港明一丁目12番20号 名古屋市港区役所 3階 企画経理課 電話番号：052-654-9672 郵送する場合は、封筒(表)に「競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きの上、送付してください。
必要書類等	(1) 競争入札参加資格確認申請書 1 通 (41 頁参照) (2) <個人の場合>住民票の写し 1 通 <法人の場合>現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1 通 どちらも発行後 1 か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの (3) <法人のみ>法人役員に関する調書 1 通 (42 頁参照) (4) 履行実績調書 1 通 (43 頁参照) (5) 官公庁に広告を掲載した際の行政財産使用許可書又は公告掲出事業契約書のコピー (6) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長形 3 号(12cm×23.5cm)封筒

- (1) 競争入札参加資格の確認のために必要と認める場合は、競争入札参加資格確認申請書の補正や追加資料の提出をさせる等の指示をすることがあります。
- (2) 受付期間終了後は、(1)に基づく指示による場合を除き、提出された競争入札参加資格確認申請書の差し替え又は再提出は認めません。
- 4 申請書等の提出を受けた後、速やかに、競争入札参加資格の確認を行い、落札候補者について資格があると認められた場合は、その者を落札者として決定し、落札決定を通知します。
- 5 入札結果については、入札者の入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額等を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。
- 6 落札候補者に参加資格がないと認められた場合は、その者に対しその旨を通知します。
- 7 6 の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 2 日以内(休日を含まない。)に、入札参加無資格理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができます。
- 8 7 の書面の提出先は、本書の、「第 9 問い合わせ先」に示す場所です。
- 9 7 に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して 10 日以内に書面により行います。
- 10 提出された申請書等は返却しません。

- 11 申請書等の作成及び提出にかかる費用は、落札者の負担とします。

第6 契約の締結

- 1 落札決定後、競争入札参加資格確認通知書、契約書等の契約関係書類を郵送します。
- 2 落札者は1の通知を受けた日から5日以内(休日を含まない)に契約を締結しなければなりません。
- 3 契約は、落札者名義で行います。
- 4 本件契約は、電子契約又は紙による契約を選択できます。電子契約の場合は、当事者が合意の後、電子署名がされた電磁的記録を各自保管します。紙による契約の場合は、契約書は2通作成し、各自1通ずつを保管します。

第7 広告掲出料の納付

広告掲出料は契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付していただきます。

第8 契約保証金

- 1 契約の締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。
ただし、名古屋市公有財産規則第3条の3の規定により、契約保証金を免除することがあります。
- 2 契約保証金は、広告料の6か月分とします。
- 3 契約保証金は、契約期間満了後に原状回復を確認の上、還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利子を付けません。
- 5 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。

第9 問い合わせ先

担当課	名古屋市港区役所 企画経理課 FAX 052-651-6179 メールアドレス a6549673@minato.city.nagoya.lg.jp
問い合わせ方法	質問書(様式は問わない)を上記の担当課へファックス又は電子メールにて提出してください。
受付期間	令和6年12月10日(火)～令和6年12月20日(金) 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝休日を除く)
問い合わせ回答	質問書に対する回答については、令和6年12月27日(金)までに質問者あてにファックス又は電子メールにて回答するとともに、名古屋市公式ウェブサイト

	へ掲載します。仕様書に補足等が掲載されることもありますので、入札前に必ずご確認ください。
--	--

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため一切お答えできません。

契 約 書 (案)

名古屋市(以下「甲」という。)と事業者 (以下「乙」という。))とは、広告付き行政情報モニター設置事業に関し、次のとおり契約を締結する。

(目的)

- 第 1 条 甲は、港区役所内の一部を提供し、乙に広告付き行政情報モニターを設置させるものとし、乙はこれに対して甲に広告料、行政財産目的外使用料及び電気料金を支払うものとする。
- 2 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

(設置場所及び仕様)

- 第 2 条 広告付き行政情報モニターの設置場所及び仕様については、別添「広告付き行政情報モニター設置事業仕様書」のとおりとする。
- 2 乙は、本契約書のほか、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「港区広告掲載要綱」に定めるところに従い、本契約書による広告付き行政情報モニターの設置を行わなければならない。

(事業計画の策定及び協議)

- 第 3 条 乙は、広告付き行政情報モニターの規格・機能、広告物の仕様、施工方法、管理体制(メンテナンス及び緊急時の対応を含む。)及び作業スケジュール等、広告設置に関する事項についてあらかじめ甲と協議し、当該事項を記載した事業計画書を甲に提出するものとする。ただし、甲が認める場合に限り、事業計画書の提出を省略することができる。
- 2 乙は、前項の事業計画を変更する場合は、事前に必ず甲と協議しその承認を得るものとする。

(契約期間及び更新)

- 第 4 条 本契約の契約期間は、契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 2 乙は、公共又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合に限り、当初の条件を変更しないことを前提として、令和 8 年 4 月 1 日から 4 年間を限度(最大令和 12 年 3 月 31 日まで)に、1 年を単位として契約の更新を申請できる。
- 3 前項に定める乙の申請は、各年 10 月末日までに甲に文書で行うものとする。なお、申請がなかった場合は、当該年度の契約期間をもって契約は満了する。

(使用の許可、期間、使用料)

第 5 条 乙は、広告物の設置に際して、別途、名古屋市長より名古屋市公有財産規則(平成 16 年 3 月 31 日規則第 49 号)に基づく使用許可(以下「使用許可」という。)を、その設置期間について受け、使用許可にあたり付された許可条件を遵守しなければならない。

2 使用許可期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

3 乙は、使用許可を受けるにあたり、甲の発行する納入通知書により、記載された期限までに所定の使用料を納付しなければならない。

4 乙は、公共又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合に限り、当初の条件を変更しないことを前提として、令和 8 年 4 月 1 日から 4 年間を限度(最大令和 12 年 3 月 31 日まで)に、1 年を単位として使用許可の更新を申請できる。

5 前項に定める乙の申請は、甲が定める期限までに甲に文書で行うものとする。なお、申請がなかった場合は、当該年度の契約期間をもって契約は満了する。

(広告料及び電気料金)

第 6 条 乙は、前条第 3 項に定める使用料とは別に、広告付き行政情報モニターの設置場所が有する広告価値を利用する対価として、広告料を甲に支払うものとする。

2 広告料は、月額金 円(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金 円)とする。

ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税にかかる税率が変更された場合、変更後の税率により算出された額に契約を変更する。

3 乙は、前項に定める広告料を、甲の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。納入期限は次のとおりとする。

年度	期間	納入期限
令和 7 年度	令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月分	令和 7 年 4 月末日

(第 4 条第 2 項の定めにより契約更新された場合の支払時期)

年度	期間	納入期限
令和 8 年度	令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月分	令和 8 年 4 月末日
令和 9 年度	令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月分	令和 9 年 4 月末日
令和 10 年度	令和 10 年 4 月～令和 11 年 3 月分	令和 10 年 4 月末日
令和 11 年度	令和 11 年 4 月～令和 12 年 3 月分	令和 11 年 4 月末日

4 乙は、事業を実施するため、甲の電気を消費する機器を設置する場合、甲に電気料金を支払うものとし、甲の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。甲は、実費相当額の電気料金を次の計算式により算出するものとする。

電気料金＝(消費電力)×(稼働時間/日)×(稼働日数)×(契約単価)

(延滞金)

第 7 条 乙は、前条第 3 項に定める納付期限までに広告料を支払わないとき、及び前条第 4 項により指定された期限までに電気料金を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則(昭和 39 年規則第 17 号)第 33 条第 1 項に定める率により算定した延滞金を甲に支払わなければならない。ただし、同項に定める割合が改定された場合は、改定後の割合を適用するものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(充当の順序)

第 8 条 乙が広告料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が広告料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(財務調査等)

第 8 条の 2 甲は、契約期間中いつでも、乙に対し、財務諸表の提出を求めることができる。

2 乙が、第 6 条第 3 項に定める納付期限までに広告料を支払わないとき、及び第 6 条第 4 項により指定された期限までに電気料金を支払わないときは、甲は乙に対し、乙に関する資産の状況の調査を求めることができる。

3 乙は、前 2 項に定める甲の求めに対し、誠意をもって対応しなければならない。

4 甲は、第 1 項及び第 2 項により知り得た情報を、正当な理由無く第三者に知らせてはならない。

5 第 2 項の場合において、乙は、甲が、本契約と同種の契約を乙との間で締結している国又は地方公共団体と、乙の債務の支払状況を相互に取得し、かつ提供することについてあらかじめ同意する。

(契約保証金)

第 9 条 乙は、甲に対して契約保証金として金_____円(広告料年額の 10 分の 1)を、甲が発行する保証金納付書により、本件契約締結日までに納付しなければならない。ただし、甲は、名古屋市契約規則第 31 条(契約保証金の納付免除)の規定により、契約保証金を納付させないことができる。

2 前項に定める契約保証金については、第 21 条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

3 第 1 項に定める契約保証金については、利息を付さない。

4 乙に未払いの広告料、電気料金、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、甲は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、甲は弁済充当日、弁

済充当額及びその費目を乙に書面で通知するものとし、乙は通知を受けた日から 30 日以内に契約保証金の不足額を甲に納付しなければならない。

- 5 前項の定めにかかわらず、乙は、契約保証金をもって本件契約から発生する乙の甲に対する債務の弁済に充当することを甲に請求できない。
- 6 甲は、本件契約の終了に伴う乙の原状回復完了時において、乙に未払いの広告料、電気料金、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した乙の甲に対する債務の未払いがあるときは、原状回復完了時において納付されている契約保証金から乙の甲に対する一切の債務を控除した残額を乙に還付する。
- 7 乙は、甲に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

(権利譲渡の禁止)

第 10 条 乙は、甲の承認を得ないで、本件契約によって生ずる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは継承し、又はその権利を担保に供することができない。

(契約の履行の一時中止)

- 第 11 条 履行場所等の確保ができない等の事象又は暴風、豪雨、高潮、地震、火災その他の自然的若しくは人為的な事象であって、乙の責めに帰することができないものにより、乙が本件契約を履行できないと認められるときは、甲は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに乙に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 甲は、前項の規定により 1 月を超える期間連続して契約の履行の全部又は一部を一時中止した場合には、「港区広告掲載要綱」の規定により、納付済みの広告料の一部を返還するものとする。ただし、返還する広告料には利子は付さないものとする。

(広告設置)

- 第 12 条 乙は、広告物を設置する広告主の選定及び広告内容について、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」及び「港区広告掲載基準」を遵守するとともに、事前に甲の審査を受け、その承認を得たものでなければ設置することができない。
- 2 乙は、前項に定める審査を受けるため、設置する広告物のデータ等必要な資料を甲の指定する日までに、甲に提出するものとする。
 - 3 乙は、第 1 項に規定する審査において、甲から広告内容等について修正の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

- 4 甲及び乙は、広告主及び広告内容について、施設の公共性、美観及び施設利用者への影響に配慮しなければならない。

(広告内容等の修正・変更)

第 13 条 甲は、広告内容が公共施設に設置する広告としてふさわしくないと甲が合理的な理由により判断したときは、いつでも、乙に対して広告内容の修正等を求めることができ、乙はこれに従わなくてはならない。ただし、広告内容の修正期間中であっても、行政情報モニターは正常に使用できる状態にしておかなければならない。

2 前項の修正等にかかる費用は、乙が負担する。

3 乙は、自己の都合により広告内容を変更するときは、事前に審査を受け、その承認を得るものとする。この場合、前条の規定を準用する。

(広告内容についての責任)

第 14 条 乙は、広告内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 広告内容に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (2) 広告内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容に関する財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、乙は保証するものとする。
- (3) 甲に対して第三者から広告活動に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(広告設置にあたっての留意事項)

第 15 条 乙は、広告付き行政情報モニターの設置にあたっては、甲の指示に基づき、施設の業務、維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造となるよう処置しなければならない。

2 乙は、広告の転倒及び破損等により、施設利用者等に危険を生じさせないように配慮しなければならない。

3 甲は、乙に対して、前 2 項に定める留意事項に関する助言、指導を行うことができ、乙はこれに従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、乙が負担する。

4 広告の設置によって、甲又は第三者に損害を与えた場合は、天災等乙の責に帰さない場合も含め、乙の責任と負担において、必要となる補償等の措置を行うものとする。

5 広告物の設置後、甲の事業の変更、来庁者への影響等により広告設置場所を変更する等の必要が生じた場合には、甲乙協議の上、その対応について定めるものとする。その場合、広告設置場所を変更する等の費用は、乙の負担とする。

6 乙は、広告の維持管理を適切に行い、常時適正な状態を保つようにしなければならない。

- 7 乙は、広告が毀損、汚損若しくは紛失等した場合は、乙の責任と負担において、速やかに復旧等の最適な措置を行うものとする。
- 8 甲は、広告の毀損等を発見した場合、速やかに乙に通報しなければならない。

(広告物の一時撤去または一時削除)

第 16 条 甲は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙に広告物の一時撤去又は一時削除を指示することができ、乙はこの指示に従わなくてはならない。

- (1) 乙が、第 5 条第 1 項に定める使用許可の許可条件、本件契約に定める事項並びにその他法令等に違反したとき。
 - (2) 広告主又は広告内容が「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「港区広告掲載要綱」及び仕様書に違反したとき。
 - (3) 第 13 条第 1 項の規定による広告内容等の修正を乙が行わないとき又は前条第 3 項に定める甲の助言及び指導に乙が従わないとき。
 - (4) 広告設置を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。
- 2 前項に定める一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙は広告設置を再開することができる。
- 3 第 1 項に定める一時撤去又は一時削除並びに前項の再開にかかる費用は乙が負担する。
- 4 第 1 項に定める指示があつたにもかかわらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に乙がこれを行わないときは、甲は、乙の承諾を得ることなく、広告物を自ら一時撤去又は一時削除することができ、これに要した費用は乙が負担するものとする。この場合において、甲はこれによって生じた乙の損害の賠償を行わない。
- 5 第 1 項及び前項に基づき一時撤去又は一時削除が行われた場合、甲は納付された広告料を返還せず、乙は甲に違約金を支払うものとする。
- 6 前項の違約金の額は、甲が損害を被る範囲内で甲乙協議して決定し、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

(甲の解除権)

第 17 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本件契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がないのにこの契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) 第 5 条に定める使用許可を乙が得られないとき、又は取り消されたとき。

(3) 法令違反又は正当な理由なく本件契約に違反したとき。

(4) 本件契約の内容の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人等の関係各位者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(5) 乙が本件契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。

(6) この契約に定めた条件に違反したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) この契約の履行をすることができないことが明らかであるとき。

(2) 乙がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表するものをいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下この項において「暴力団」という。)の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

- 3 甲は、前各項各号に定める場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本件契約を解除する必要があるときは、乙との協議により本件契約を解除することができる。

(談合その他の不正行為に係る甲の解除権)

第 18 条 甲は、乙が本件契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、第 17 条第 1 項第 3 号に規定する不正の行為とみなし、本件契約を解除することができる。この場合において同条第 1 項に規定する催告を要しないものとする。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条、第 6 条、第 8 条又は第 19 条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条第 1 号若しくは第 2 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。

(3) 前 2 号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、甲が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則第 45 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(乙の解除権)

第 19 条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本件契約を解除することができる。

- 2 乙は、第 11 条に定める業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5(履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月)を超えたときは、直ちに本件契約を解除することができる。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないときに、直ちに本件契約を解除することができるものとする。

- 3 乙は、第 1 項及び第 2 項に規定するとき以外においても、第 4 条に定める契約期間中に、甲に対して本件契約の解除を申し入れることができる。

- 4 前項の規定により本件契約が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由があるとき及び乙の都合による申し入れのときは、甲は納付された広告料を返還せず、乙は甲に違約金を支払うものとする。

- 5 前項の違約金の額は、甲が損害を被る範囲内で甲乙協議して決定し、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

(原状回復義務)

第 20 条 契約期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了したときは、乙は自己の費用をもって広告付き行政情報モニターを撤去し、原状に回復して甲に返還しなければならない。

ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

- 2 乙は、前項の定めにより原状に回復した後、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。
- 3 本件契約が終了したにもかかわらず、乙が原状回復をしない場合は、本件契約終了の翌日から原状回復完了までの間、乙は甲に対して広告料相当額の使用損害金を支払うほか、甲に損害があるときは、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(甲の損害賠償請求等)

第 21 条 甲は、乙が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときにおいては、前項の損害賠償に代えて、乙は、広告料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 17 条又は第 18 条の規定により、第 4 条に定める契約期間中に、この契約が解除されたとき。

(2) 第 4 条に定める契約期間中に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者が、この契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続き開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 条)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続き開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続き開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

- 4 第 1 項又は第 2 項各号に定める場合(前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。)が本件契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第 22 条 乙が本件契約に関して第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、広告料に 100 分の 20 を乗じて得た額の賠償金に、広告料の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における名古屋市契約規則第 46 条の 2 第 1 項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第 18 条第 1 項第 1 号及び第 3 号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。

(2) 第 18 条第 1 項第 2 号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第 198 条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第 3 号のうち、刑法第 198 条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第 96 条の 6 の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第 3 号については、刑法第 96 条の 6 の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。

2 前項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前 3 項の規定は、本件契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(乙の損害賠償請求等)

第 23 条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本件契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 17 条又は第 18 条の規定により本件契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(著作権等の管理)

第 24 条 乙は広告付き行政情報モニターの設置に際して、著作権等(著作権、意匠権、商標権又はノウハウその他一切の権利を含み、甲の所有であるか否かは問わない。)を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(秘密の保持)

第 25 条 乙は事業の実施に関し知りえた事実について、その秘密を守らなければならない。本件契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の費用)

第 26 条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(情報取扱注意項目等)

第 27 条 乙は事業を実施するにあたり、別添「情報取扱注意項目」及び「妨害又は不当要求に対する届出義務」を遵守しなければならない。

(疑義の解釈等)

第 28 条 本件契約の定めに疑義が生じたとき、又本契約書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を 2 通作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎



乙



広告付き行政情報モニター設置事業 仕様書

名古屋市を甲とし、広告付き行政情報モニター設置事業者を乙とする。

1 定義

本仕様書において、以下の用語の意義を各号のように定める。

- (1) 広告付き行政情報モニター …広告設置部分と行政情報の放映部分が連結した一体の構造もしくは一体である行政情報を静止画又は動画で放映できる液晶等薄型画面のディスプレイ装置
- (2) デジタル媒体 …広告付き行政情報モニター上で放映する、静止画又は動画
- (3) 紙媒体 …紙、シート、パネル等による広告であって、行政情報モニターに設置するもの

2 設置可能範囲

- (1) 別紙1(図面)を確認すること。
- (2) 設置場所および箇所数については、広告付き行政情報モニターは1台以上任意の数の設置を必須とし、紙媒体については設置の有無を含め任意とする。詳細については甲と協議するものとし、契約締結以後に広告付き行政情報モニターの設置数を増加、または減少したとしても契約金額は変更しない。
- (3) 事業者の施設使用形態は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項に基づき、本市が事業者に対し、行政財産である建物の一部について目的外使用許可をする形態とする。

3 設置可能期間

- (1) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- (2) 更新は1年ごとの更新とし、更新を希望する場合は、甲が定める期限までに港区役所企画経理課まで文書にて申し出ること。また、更新後及び年度途中で契約金額や契約条件の変更は不可とする。

4 業務内容 本事業の業務内容は、以下のとおりとする。

- (1) 広告付き行政情報モニターの設置、維持管理、設置期間終了後の撤去及び原状回復
- (2) 設置する広告主の募集及び広告主との調整
- (3) 広告の内容作成、設置及び内容変更に係る業務
- (4) 広告料、行政財産目的外使用料、広告設置に係る電気料金の納付

※ 設置した機器が電気を使用しない場合は、電気料金の納付は不要。

- (5) 事業計画書に記載された庁舎環境整備・来庁者向けサービスの向上に資する業務

5 設置機器仕様

(1) 広告付き行政情報モニターについて

- ・広告設置部分と行政情報の放映部分が連結した一体の構造もしくは一体であること。
- ・同一の筐体ではない場合は、広告設置部分と行政情報の放映部分を連結させる等により、一体の構造であることを満たすようにすること。
- ・同一の筐体である場合は、4分の1以上の時間を使って、行政情報を放映できる仕組みとすること。
- ・広告の大きさは視認性を確保した大きさとすること。
- ・行政情報の放映する設備の外形に関しては、施設の景観や特性を十分に考慮して設置すること。
- ・モニターは液晶等薄型画面のものとし、広告は静止画または動画とする。
- ・モニターの大きさは、縦650mm×横1,100mm程度とし、既設の窓口案内表示等に影響のない範囲とすること。ただし、業務に支障のない範囲において窓口案内表示の移設が必要となった場合は、甲乙協議の上、乙の負担において移設することができる。
- ・電源の入り切りはタイマー等で自動制御可能なものとする。また、入り切りの時間設定は、原則施設の開庁時間とし、甲が指示するものとする。
- ・設置機器に係る電力測定のため、消費電力計を設置するか、モニターの消費電力を通知すること。

(2) デジタル媒体について

広告の音量は無音とすること。ただし、甲乙協議の上、甲の業務に支障がないと甲が認めた場合に限り、甲が調整できることを条件に、乙は音量を無音以外に設定できるものとする。

(3) 紙媒体について

紙媒体の大きさは、既設の窓口表示等に影響のない範囲とすること。

6 広告付き行政情報モニターの設置及び撤去の条件

- (1) 広告付き行政情報モニターの本体及び広告物の製作、設置、撤去及び維持管理等にかかる費用等については、すべて乙の負担とする。また、メンテナンス、破損及び事故対応等の一切の保守管理については、乙の責任と負担において行うものとする。
- (2) 広告付き行政情報モニターの設置については、転倒防止や鋭利な突起物がないこと等、施設利用者への安全措置を十分に講ずること。転倒防止のために補強を必要とする場合は、甲乙協議にて補強方法を決定し、乙の負担で補強し、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認することとする。
- (3) 広告付き行政情報モニターの運用を終了するときは、乙は広告付き行政情報モニターを乙の負担で

撤去し、原状回復した後、甲の検査確認を受けるものとする。

- (4) 乙は、甲乙協議の上、甲の定める設置開始日までに広告付き行政情報モニターの設置及び運用試験等を終えるものとする。また、既存の広告付き行政情報モニターと入れ替える場合、甲及び入れ替え前の事業者と協議の上、各施設管理者の定める設置開始日までに広告付き行政情報モニターの設置及び運用試験等を終えるものとする。なお、広告の設置が設置開始日以降となった場合においても、乙は甲に広告料等の減免又は返還を求めることはできない。
- (5) 上記に定めるもののほか、広告付き行政情報モニターの設置及び撤去については、甲の指示に従うものとする。

7 維持管理

- (1) 広告付き行政情報モニターの維持管理については、全て乙が行うものとする。
- (2) 転倒防止等の安全措置や、設置状況については適宜目視点検等の確認を実施すること。
- (3) モニターの故障や広告に対する問合せ並びに苦情については、乙の責任において対応すること。

8 広告設置の条件

- (1) 広告付き行政情報モニターに設置するすべての広告については、港区広告掲載要綱による広告審査会で適正と審査されたものに限り、設置することができる。
- (2) 広告内容の変更・修正をする場合は、甲の指示する日までに広告案を提出し、港区広告掲載要綱による広告審査会で適正と審査されたものに限り、変更・修正することができる。

9 事業計画の策定

- (1) 乙は、あらかじめ甲と協議の上、広告付き行政情報モニターの規格・機能、広告物の仕様、施工方法、管理体制(メンテナンス及び緊急時の対応を含む)及び作業スケジュール等を記載した事業計画書(様式任意)を作成し、契約締結後速やかに甲に提出するものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、甲が必要でないと認めたときは、乙は事業計画書の提出を省略することができる。

10 広告設置にかかる行政財産目的外使用許可及び使用料

- (1) 乙は、広告設置面について行政財産の目的外使用許可を受け、本件入札参加の際に提示をした広告料とは別に、広告付き行政情報モニターの設置面積に応じて算出した使用料(月額 900 円/㎡)を納付するものとする。
- (2) 使用期間に 1 月未満の端数があるときは、これを 1 月として計算する。また、使用許可面積を上記に

定める金額に乗じて得た額が 100 円に満たない場合にあっては 100 円とする。なお、1 円未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。

11 広告料及び電気料金

- (1) 乙は、使用料とは別に、広告設置場所が有する広告価値を利用する対価として、広告料を甲に支払うものとする。
- (2) 乙は、広告付き行政情報モニターが電気を使用する場合、使用した電気料金を甲に支払うものとする。

12 その他

- (1) 甲の責によることが明らかな場合を除き、広告付き行政情報モニターの破損等に関しては、甲は一切の責任を負わないこととする。また、乙は広告付き行政情報モニター機器の転倒や破損等により第三者に生じた損害に対して、速やかに対処することとし、その費用は乙が負担することとする。
- (2) 乙は、広告を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- (3) 設置する広告がなく、広告枠に空欄が生じるおそれがある場合、乙は甲と協議し、周辺の外観を損ねないような措置を講ずることとする。なお、広告枠に空欄が生じたとしても、広告料、使用料及び電気料金は返還しないものとする。
- (4) 契約期間において、広告付き行政情報モニター設置後、業務変更等により設置場所について変更する必要が生じた場合、乙は乙の負担において設置場所の変更に対応しなければならない。このとき、変更先の設置場所については、甲が指定する範囲内とする。
- (5) この仕様書、契約書等に定めのない事項で疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議の上、その指示に従うこと。
- (6) 本仕様書に定めるもののほか、「名古屋市契約規則(昭和 39 年名古屋市規則第 17 号)」、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「港区広告掲載要綱」、「行政財産目的外使用許可条件」その他関係法令を遵守することとする。
- (7) 本仕様書に関しては、別添の「情報取扱注意項目」及び「妨害又は不当要求に対する届出義務」の適用があるものとする。

行政財産目的外使用許可条件

- 1 本許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、納付金額 円を、別途発行する納入通知書により、指定期日までに納付しなければならない。
- 2 使用期間中に、経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情により、使用料を改定することがある。
- 3 正当な理由がないのに使用料の納付を遅延したときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6%（督促をする前の期間又は督促状に指定した期間以前の期間については年 7.3%）の割合を乗じて計算した金額を支払うものとする。

なお、特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1%の割合を加算した割合）が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては年 14.6%の割合にあつては当該年における特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合で、年 7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には年 7.3%の割合）でそれぞれ計算する。
- 4 使用者は、常に善良な管理者の注意をもって使用物件を維持管理しなければならない。
- 5 使用者は、使用物件を表面に記載する使用目的及び用途のため以外に使用してはならない。ただし、事前に変更の申請を書面により提出し、市長の承認を得た場合にはこの限りではない。
- 6 使用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。
- 7 次の各号に該当するときは、本許可を取消し、又は変更することができる。この場合において、使用者に損失が生じて市はその補償をしないものとする。
 - (1) 公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき
 - (2) 以下①～⑧のいずれかに該当したとき
 - ① 政治的又は宗教的用途に供した場合
 - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業その他これに類する業の用途に供した場合（ただし、催事、興行、催し物又は大規模小売店等の新規開店等の際に、近隣の違法駐車対策等の観点から特に必要であると認められる臨時駐車場として使用する場合を除く。）
 - ③ 風営法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途に供した場合
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者を利する用途に供した場合
 - ⑤ 公序良俗に反するおそれがある場合
 - ⑥ 周辺環境を損なうおそれがある場合
 - ⑦ 本市の事務事業の遂行や当該行政財産の管理上支障の生じるおそれがある場合
 - ⑧ その他使用者が許可条件に違反したと認められるとき
- 8 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用若しくは公共用に供するため使用許可を取り消したとき、又は市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 9 使用者は、使用許可を取り消されたとき、又は使用期間が満了したときは、自己の費用により市長が

指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。

- 10 使用者は、その責めに帰すべき事由により使用物件に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、使用物件を原状に回復したときは、この限りでない。
- 11 使用者は、市が行う使用物件の実地調査に協力しなければならない。
- 12 使用者は、使用物件の使用に伴う電話、電気、ガス、水道等の諸設備の利用に必要な経費を負担しなければならない。
- 13 使用者は、使用物件について有益費又は必要費を支出することがあっても、これを市に請求することができない。
- 14 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
 - (1) 住所又は氏名（法人にあつては所在地、名称又は代表者の氏名）を変更したとき
 - (2) 使用物件が滅失し、又は損傷したとき
- 15 使用期間中に、使用者に相続又は合併があったときは、使用許可を受けた法的な地位は、その相続人又は合併後の団体には承継されない。
- 16 本許可の条項に疑義があるとき、その他使用物件の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定による。

情報取扱注意項目

（基本事項）

第 1 この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（関係法令等の遵守）

第 2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

（適正管理）

第 3 乙は、本件業務に関して知り得た名古屋市（以下「甲」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき甲に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（機密情報の取扱いに関する特則）

第 4 乙は、本件業務を処理するために、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号。以下「あんしん条例施行細則」という。）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（第三者への提供及び目的外使用の禁止）

第 5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

（再委託の禁止又は制限等）

第 6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 乙は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りではない。

（複写及び複製の禁止）

第 7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却・廃棄）

第 8 乙は、甲の承認を得た場合を除き、取得情報が記録された資料のうち甲から取得したものを契約の終了までに返却しなければならない。

2 乙は、保有する必要がなくなった取得情報を確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

（情報の授受）

第 9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

（報告等）

第10 乙は、甲が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等）

第12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

（1） 契約を解除すること。

（2） 損害賠償を請求すること。

（3） 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

妨害又は不当要求に対する届出義務

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約のの相手方としない措置を講じることがある。

名古屋市広告掲載要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ウェブサイトなど、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲出し、又は表示する（以下「掲載する」という。）ことをいう。
- (3) 局長 名古屋市事務分掌条例（昭和 22 年条例第 16 号）第 1 条に規定する局及び室、会計室、消防局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、市会事務局の長及び区長をいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第 3 条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告の範囲)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適当であると認められるもの

(広告掲載に関する定め)

第 5 条 局長は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。ただし、企画提案型広告については、名古屋市企画提案型広告掲載要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の範囲
- (3) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (4) 広告掲載料
- (5) 広告の募集方法及び選定方法

(6) 審査機関

(7) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項
(広告掲載に関する審査)

第 6 条 局長は、広告媒体に掲載する広告の可否等を審査するため、審査機関を設ける。

(その他)

第 7 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱は、平成 21 年 9 月 30 日から実施する。
- 3 この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から実施する。
- 4 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

名古屋市広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、所管局が広告媒体への広告掲載の可否を判断する場合に必要な基準を作成するにあたり、参考基準として定めるものである。

(規制業種又は事業者)

第2 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条に規定する風俗営業
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (12) 暴力団関係事業者(暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。)
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載基準)

第3 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現(誇大広告)(掲載に際しては根拠となる資料を要する。) 根拠のない表示や誤解を招くような表現 例:「世界一」「一番安い」等

イ 射幸心を著しくあおる表現、特にギャンブルについて過度に購入をあおる表現

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブルについて過度に購入をあおる表現

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) 前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不適当であると認められるもの

(個別の基準)

第4 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成するものとする。

(ウェブサイトに関する基準)

第5 ウェブサイトへの広告に関しては、ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告が直接リンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

港区広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市港区役所（以下「港区」という。）が所管する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、名古屋市広告掲載要綱（平成19年6月1日19財財第18号）に定めるほか、必要な事項を定めるものである。

(広告媒体の種類)

第2条 この要綱において、広告媒体とは次の各号に掲げるものをいう。ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、あらかじめ広告掲載が可能か港区広告審査会（以下「広告審査会」という。）の承認を受けたものに限る。

- (1) 港区が作成する印刷物
- (2) 港区公有財産
- (3) その他港区が別に定めるもの

(広告の掲載基準)

第3条 広告の掲載基準は、港区広告掲載基準に定めるものとする。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、広告媒体を所管する課（以下「所管課」という。）の長（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合は、所管する部長級の者）が、次に掲げる事項を記載した募集要領を定めて行うものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
 - (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
 - (3) 広告掲載料（次項に該当する場合を除く）
 - (4) 広告の募集対象
 - (5) 広告の申込み手続
 - (6) 広告の選定方法
 - (7) 広告掲載手続
 - (8) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項
- 2 所管課の長は、事務量の軽減、経費削減等事務の効率化が見込まれる場合、広告掲載料の徴収に代わり、広告を掲載した広告媒体の現物を納付させることができる。ただし、あらかじめ広告審査会の承認を受けなければならない。
- 3 広告の募集は、原則として公募によるものとし、名古屋市公式ウェブサイト等により行う。

(広告の掲載の申込み)

第5条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、港区広告掲載申込書（様式第1号）により、申込みを行う。

- 2 広告掲載希望者には、広告の取次ぎを業とする者を含む。

(広告掲載の決定等)

第 6 条 所管課の長は、広告掲載希望者に提示させている金額（広告掲載料又は広告媒体の作成費用をいう。）の多寡により広告主を決定するものとする。

2 前項の決定を行うに当たり、所管課の長は広告掲載希望者に対し資料の提出を求めることができる。

3 所管課の長は、広告掲載希望者に対し第 1 項の決定内容を通知（様式第 2 号又は様式第 3 号）するものとする。

（広告原稿の作成等）

第 7 条 広告の原稿は、広告掲載の通知を受けたもの（以下「広告主」という。）の責任及び負担において作成し、指定された期日までに所管課の長へ提出しなければならない。

2 広告主が他の者（以下「広告依頼者」という。）にかかる広告を掲載しようとする場合は、所管課の長を通じ広告審査会の承認を受けなければならない。

3 広告の内容、デザイン等（以下「広告の内容等」という。）については、広告審査会の承認を受けなければならない。

（広告掲載料の納付等）

第 8 条 広告主は、広告掲載の決定後、広告掲載料を所管課の長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、別に定めるところにより、分割して定期前納することができるものとする。

2 所管課の長は、前条における広告掲載料の納付確認後、広告掲載手続きを行うものとする。

（広告内容の変更）

第 9 条 広告の内容等が、第 7 条第 3 項による審査により変更が必要な場合には、所管課の長は速やかに期日を定め、広告主に対しその広告の内容等の改善を求めるものとする。

2 前項の規定により改善を求められた広告主は、指定された期日までに広告の内容等を改善した広告の原稿を、所管課の長へ提出しなければならない。

（広告掲載の取止め）

第 10 条 所管課の長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告主に事前に通知した上で、当該広告の掲載を取止めるとともに、広告掲載の決定の取り消し又は変更を行うものとする。

（1） 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合

（2） 指定した期日までに広告の原稿の提出が行われない場合

（3） 前条の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合

（4） その他広告掲載が不相当であると判断したとき

2 前項の規定により広告の掲載を取止めた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

3 所管課の長は、広告掲載の取止めの可否の決定に際し、必要に応じて広告審査会の開催を申し出ることができる。ただし、第 1 項第 3 号及び第 4 号については、広告審査会の承認を受けなければならない。

（広告掲載の取下げ）

第 11 条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げることができる。ただし、現物納付後又は印刷物の印刷終了後においては、取下げはできないものとする。

2 前項の規定により、広告掲載の取下げを希望する広告主は、書面にて速やかに所管課の長に申し出るものとする。

- 3 第 1 項の規定により広告主が広告掲載を取下げた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載料の返還)

第 12 条 広告掲載期間を設定した場合、広告主の責に帰さない理由により 1 月を超える期間連続して広告の掲載ができなくなった場合は、納付済みの広告掲載料の一部を返還する。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を停止した日から起算して 1 月を超えた日の属する月から、広告の掲載を再開した日の前日の属する月までの月額 of 広告掲載料の合計額とする。
- 3 前項の場合の広告の掲載の再開とは、広告の掲載が再開した状態が 24 時間連続した場合をいうものとする。

(広告主の責務)

第 13 条 広告主は、広告の作成、デザイン、内容その他当該広告に関する一切の責任を負う。

- 2 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等にかかる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。
- 4 広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。
- 5 広告主は、自己の責に帰す理由により、広告内容の変更、広告の取止め及び取下げ等を行う必要がある場合は、その際生じるすべての経費を負担するものとする。

(協議)

第 14 条 この要綱に定めのない事項又は、この要綱に定める各事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(港区広告審査会の設置)

第 15 条 港区に広告審査会を設置する。

- 2 広告審査会は、広告掲載希望者、広告主、掲載する広告及び広告依頼者が適正であるか、又は広告の掲載手続きが適正に執行されているか等を審査するほか、名古屋市企画提案型広告掲載要綱に定める企画提案型広告に対する意見書の審査をする。
- 3 広告審査会の委員長及び委員は別表に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 4 委員長は、広告審査会の会議を開閉し、議事を整理し、広告審査会を代表する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 広告審査会は、所管課の長からの申し出がある場合又は委員長が特に必要と認めるときに開催する。
- 7 広告審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 8 広告審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 9 委員長は、必要と認めるときは、広告審査会に委員以外のものの出席を求め、説明を聞くことができる。
- 10 広告審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。
- 11 広告審査会の庶務は、港区区政部企画経理課が処理する。

(その他)

第 16 条 その他広告掲載につき必要な事項は港区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

委員長	区政部企画経理課長
委 員	区政部総務課長 区政部地域力推進課長 保健福祉センター福祉部民生子ども課長 保健福祉センター健康安全課長 南陽支所区民生活課長 委員長の指名する職員

入 札 書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(入札者) 所在地

商号又は名称

役 職 名

氏 名

印

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

件 名	金 額						
	百万	拾万	万	千	百	拾	円
港区役所広告付き行政情報モニター設置事業							

ただし、広告料の月額（契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額）

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシル又は消せるボールペンは使用できません。
- 3 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- 4 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。

委 任 状

私（甲）は、都合により乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

港区役所広告付き行政情報モニター設置事業に関する以下の権限

- 1 入札後資格確認型一般競争入札に関する権限
- 2 契約締結に関する権限
- 3 保証金に関する権限
- 4 代金の納付に関する権限
- 5 復代理人選任に関する権限
- 6 その他入札及び契約に関する一切の権限

後日この委任状を解除する場合には、双方連絡のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約します。

令和 年 月 日

甲（委任者） 所 在 地

商号又は名称

代表者役職名

代表者氏名

印

上記委任の件、承諾しました。

乙（代理人） 所 在 地

商号又は名称

役 職 名

氏 名

印

（あて先）名古屋市長

競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(あて先)
名古屋市長 様

(申請者) 所 在 地

商号又は名称

(フリガナ)

代表者 役職・氏名

印

電 話 番 号 () —

令和6年12月10日付けで公告のありました港区役所広告付き行政情報モニター設置事業にかかる競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと、この港区役所広告付き行政情報モニター設置事業にかかる入札公告に定める競争入札参加資格を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添 付 書 類

- 1 <個人の場合> 住民票の写し 1通
 <法人の場合> 法人登記簿謄本 1通
 どちらも発行後1か月以内のもの
- 2 <法人のみ> 法人役員等に関する調書 1通
- 3 履行実績調書 1通
- 4 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長3号封筒

法人役員等に関する調書

商号又は名称				
所 在 地				
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

履 行 実 績 調 書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市 長

(落札候補者) 所 在 地

商号又は名称

役 職 名

氏 名

印

令和 6 年 12 月 10 日付けで公告のありました港区役所広告付き行政情報モニター設置事業にかかる競争入札参加資格につきまして、下記のとおり履行実績を有しておりますので届け出ます。

あわせて、下記事項を証明できる書類（行政財産使用許可書、広告掲出事業契約書等の写し）を添付します。

記

業務内容	
履行期間	
履行場所	
契約期間	
掲出面積	
概 要	

(作成上の注意)

複数の実績を記載する場合など、内容を所定欄に記載しきれない場合には、概要欄に「別紙のとおり」と記入し、本様式の各項目について別紙に記載し添付してください。